

農山漁村振興交付金公募要領

(農泊推進対策(広域ネットワーク推進事業「ワーケーション・マイクロツーリズムに対応した国内向け農泊プロモーション」))

第1 はじめに

平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」において、「滞在型農山漁村の確立・形成」が位置付けられ、農山漁村地域に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験を楽しむ農山漁村滞在型旅行である「農泊」の推進を図ることとされています。

「農泊」を農山漁村の所得向上を実現する上での重要な柱として位置付け、主要観光地に集中しているインバウンドを含めた旅行者を農山漁村に呼び込み、宿泊者や農林水産物の消費拡大を図ることが重要です。

一方、新型コロナウイルスによる影響で、農泊に取り組む地域への旅行者が半減していることから、農泊に取り組む地域の持続的発展に向けて、With コロナ期における消費者の意識・行動の変容を踏まえ、新たなライフスタイルの提案にも通じるように、仕事と余暇を楽しむワーケーションや遠方に行かずとも身近で非日常のひとつときや地域の魅力を再発見することを楽しむマイクロツーリズムの滞在先として、三密を避けた開放的で安心・安全な農泊地域の長所や魅力をわかりやすく伝えるプロモーションを行う取組に対し、農山漁村振興交付金(以下「振興交付金」という。)を交付します。

振興交付金の応募方法及び交付対象となる団体等については、この要領を御覧ください。

また、交付を希望する場合には、この要領のほか、農山漁村振興交付金交付要綱(以下「交付要綱」という。)、農山漁村振興交付金実施要綱(以下「実施要綱」という。)及び農山漁村振興交付金(農泊推進対策)実施要領(以下「実施要領」という。)を必ずお読みいただき、必要な提出書類を以下の公募期間内に御提出願います。

なお、事業実施提案は、「新型コロナウイルス感染症」の影響等も考慮し、実施可能な提案とするとともに、その実施に当たっては、政府のガイドライン等に沿って講じる対策についても記述ください。

公募期間：令和2年7月30日(木)から令和2年8月17日(月)まで

第2 事業内容等

この要領により公募を行う事業は、次の1に掲げる取組とし、その事業内容、事業実施主体等については、次のとおりです。

1 事業内容

事業の内容は、農泊地域ならではのワーケーション・マイクロツーリズムに関

する記事及び PR 動画等を制作の上、Web サイトに掲載することによる国内向け農泊プロモーションです。

なお、具体的な事業内容、公募上限額及び公募予定数は、別表に定めるとおりです。

2 事業実施主体

事業実施主体は、次に掲げる者とします。

特定非営利活動法人、一般社団法人又は一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人、民間企業

3 事業実施期間

本事業の事業実施期間は、補助金の交付決定の日から令和 3 年 3 月 31 日までとします。

第 3 提案書の作成及び提出等

1 応募に必要な書類

(1) 農山漁村振興交付金事業実施提案書（別添 1）

提案書には、事業の取組内容や主な経費、実施体制等の具体的な計画について記入していただきます。

なお、交付金の対象となる経費については、別紙 1 を参照してください。

(2) 組織の概要、活動内容等を示す以下に掲げる資料（提案書に添付すること。）

ア 設立趣意書、定款、寄附行為及び規約

イ 提案者の活動内容の概要が分かる資料

ウ 過去 3 年間の事業報告（国、地方公共団体等公的機関から助成を受けて事業を行った実績がある場合、その内容が確認できる資料、また、設立して間もない団体については、設立後現在までの間についての事業実績が分かる資料）

エ 過去 3 年間の収支決算（決算書、貸借対照表及び損益計算書、また、設立して間もない団体については、設立後現在までの間の資料）

オ 役員・職員名簿及び組織図

カ 取組を主導する運営責任者（プロジェクトマネージャー）のこれまでの取組実績、履歴、企画案の実施に必要なノウハウ、知見、マネジメント能力等の判断に資する資料

キ 事業費の算出決定の根拠となる資料

2 応募に当たっての留意事項

提案者が、提案書類の提出から過去 3 年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適正化法」という。）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく交付決定の取消しを受けたことがある場合には、本事業に係る事業実施主体の適格性の審査において、そ

の事実を考慮するものとします。

3 書類の提出方法等

(1) 提出方法

第8に記載する書類提出先に御持参又は御郵送願います。

(2) 提出期限

令和2年8月17日(月)17時まで(郵送の場合も同日必着)

(3) 提出に当たっての留意事項

ア 提案書及び添付資料(以下「提案書等」という。)に、事業実施主体として不適格、虚偽の記載、必須となっている添付書類の添付漏れ等不備がある場合には、審査対象となりませんので、注意して作成願います。

イ 提出する提案書等は、1提案者につき1点に限ります。

ウ 提出部数は1部です。(提出いただく提案書につきましては、コピーの原紙として使用しますので、パンフレット等も含めそのままコピーできるようA4片面クリップ留めで御提出ください。)

エ 書類の作成及び提出に要する一切の費用は提案者の負担とし、提案書等の返却は行いません。

オ 提出された書類については、機密保持に努め、審査以外には使用いたしません。

カ 提出された書類については、必要に応じて内容について問い合わせをいたします。

第4 説明会

公募に係る説明会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の対策として、今回は開催いたしません。なお、お問い合わせは、以下、第8をご参照ください。

第5 提案書の選定等

1 審査方法

農林水産省農村振興局長(以下「農村振興局長」という。)は、外部有識者等から成る選定審査委員会を設置し、2の審査の観点に基づき提案書等の審査を行います。

選定審査委員会においては、提案者から提出された提案書等の内容について書類審査及び必要に応じてヒアリング審査を行い、それらの評価結果を基に振興交付金を交付する候補者(以下「補助金等交付候補者」という。)の案を決定します。なお、交付金の額は予算の範囲内で調整されるほか、選定審査による対象経費等の精査の結果、提案額より減額されることがあります。

選定審査委員会の議事及び審査内容については非公開とし、補助金等交付候補者の案の決定に関わる審査の経過、審査結果等に関する一切の質問を受け付けませんので御了承願います。

2 審査の観点

(1) 事業の趣旨、目的の理解度

- ・ 事業の趣旨や目的を理解しているか

(2) 事業の実現性と効率性

- ・ 実現性のある計画となっているか
- ・ 計画の実現に向け、効率的かつ適切な経費支出となっているか

(3) 事業遂行のための技術力、組織運営の妥当性

- ・ プロジェクトマネージャーのもと、事業実施に必要な人材や体制が確保されているか
- ・ 適切な経理処理能力を有しているか

(4) 別表の事業内容に対する各実施手法の妥当性、取組の効果

3 審査結果の通知等

農村振興局長は、選定審査委員会の選定結果を踏まえ、補助金等交付候補者を選定し、補助金等交付候補者となった提案者に対してその旨を、それ以外の提案者に対しては補助金等交付候補者とならなかった旨をそれぞれ通知します。また、その通知の中で、第6の1の申請に当たって条件を付すことがあります。

選定の通知は、補助金等交付候補者となったことをお知らせするものであり、補助金の交付は、別途、必要な手続を経て正式に決定されることとなります。

なお、補助金等交付候補者となった提案者が辞退等した場合、それに伴い、補助金等交付候補者とならなかった提案者の中から、補助金等交付候補者を選定する場合があります。その際は、事前に該当する提案者には連絡します。

第6 事業の実施及び交付金の交付に必要な手続等

1 農山漁村振興推進計画及び事業実施計画の申請及び承認

補助金等交付候補者は、通知を受けてから1月以内に農山漁村振興推進計画及び事業実施計画（以下「振興推進計画等」という。）を農村振興局長に申請し、その承認を受けてください。

なお、事業内容や対象経費の精査等のため、必要に応じてヒアリングを行うことがあります。ヒアリングの日時等については、申請者へ事前に連絡します。

また、振興推進計画等の承認に当たり、対象経費を確認するため以下の資料が必要となります。対象経費の精査により、交付金の対象経費とならない経費が認められる場合がありますので御了承願います。

(1) 賃金及び謝金については、単価の適切な根拠資料

- ※ 別添の「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」を十分参照の上作成してください。

(2) 旅費については、旅費規程など適切な根拠資料

(3) 外部委託については、積算、複数者からの見積書等の根拠資料等

2 交付金の支払手続

農村振興局長が振興推進計画等を承認したときは、振興交付金の補助金等交付候補者に対して交付金割当通知を送付し、承認された事業に割り当てる交付金の額をお知らせします。

補助金等交付候補者は、国の指示に従い速やかに、交付要綱の第5に定める交付申請書を作成し、農林水産大臣に提出してください。

その後、農林水産大臣から発出する交付決定通知の通知日以降に、振興交付金の対象となる事業を開始することができません（通知日以前に発生した経費は、原則として交付の対象になりません。）。

振興交付金の支払方法は、事業終了後の精算払（後払いかつ実績精算とする。）を原則とします。支払に関する手続は、以下のとおりです。

- (1) 振興交付金の申請者は、事業実施年度の翌年度の4月10日又は事業完了の日から起算して1月を経過した日のいずれか早い期日までに、別に定める実績報告書を作成し、領収書等の写しを添付して、農林水産大臣に提出してください。
- (2) その後、提出された実績報告書と領収書等の写しを審査の上、交付決定額の範囲内で、実際に使用された経費について交付する額を確定し、確定通知の送付により交付金が支払われます。
- (3) 事業終了前の支払い（概算払）が認められる場合は、国との事前協議が必要です。御注意ください。

第7 事業実施に当たっての留意事項

1 成果物等の帰属について

本事業により作成した成果物（動画、ポスター等）やデータ等の知的財産権は、事業実施主体に帰属します。なお、農林水産省又は農林水産省が指定する者に対しては、無償使用を許可するものとし、その他第三者に対しては、農林水産省担当部署と事前協議の上、無償使用を許可するものとしします。

また、事業実施主体が本事業の実施により特許、実用新案登録、意匠登録等の権利を取得した場合又は実施権を設定した場合は、農村振興局長に報告しなければなりません。農林水産省は、事業実施主体による特許等の取得状況を自由に公表できるものとしします。

なお、事業実施期間中及び事業実施期間終了後5年間において、本事業により得られた知的財産権の全部又は一部の譲渡を行おうとする場合は、事前に農村振興局長に報告しなければなりません。

本事業により取得した知的財産権は、事業実施主体の職務発明規程等に基づき、発明者の所属機関に承継させることができます。

2 収益状況の報告及び納付

当該事業により収益が生じた場合には、実施要綱等に従い収益の状況を報告することとし、相当の収益を得たと認められるときには、交付を受けた補助金の額

を限度として、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付していただきます。

3 交付金の返還について

交付金の交付決定以前に本事業に着手するなど、補助金適正化法に違反して交付金を使用した場合は、交付金の交付決定が取り消され、受け取った交付金の全部又は一部について返還を求めることがありますので御注意願います。

4 罰則について

不正な手段により交付金の交付を受けるなどをした場合は、懲役又は罰金の刑が科せられることがありますので御注意願います。

本事業の実施に当たり、調査等を行う場合がありますので、予め御承知おきください。

第8 問合せ先及び書類提出先

お問合せについては、以下の連絡先に電話又はFAXにより御連絡いただきますようお願いいたします（問合せ時間：10:00～17:00 ※平日のみ）。

農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL：03-3502-8111（内線5451）

FAX：03-3595-6340

別紙1 対象経費の区分等

区 分	経 費
1 人件費	臨時に雇用される事務補助員等の賃金
2 報償費	謝金
3 旅費	普通旅費及び特別旅費（委員等旅費、研修旅費及び日額旅費）
4 需用費	消耗品費、車両燃料費、印刷製本費等
5 役務費	通信運搬費、筆耕、翻訳費、広告料等
6 委託料	コンサルタント等の委託料
7 使用料及び賃借料	会場、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
8 備品購入費	施策の実施に最低限必要な事業用機械器具等の購入費
9 報酬	技術員手当（給料、職員手当（ただし退職手当を除く。））
10 共済費等	共済組合負担金、社会保険料、損害保険料等
11 補償費	借地料等
12 資材等購入費	資材購入費、調査試験用資材費等
13 機械賃料	作業機械、機材等賃料経費等

注意点

- 1 支払を証明できる証拠書類等が整備されていない場合は、原則として必要な経費として認められません。
- 2 交付決定通知日以前に発注、購入、契約等を実施したもの及び既に支出されている経費は、本事業の交付対象とはなりません。
- 3 交付対象経費として計上する経費には、他の官公庁や自治体等の支援制度を併用することは認められません。
- 4 本事業の遂行に関係のない経費（例えば、飲食、煙草、手土産、接待等に要するもの）は交付対象とはなりません。

別表

事 項	具体的な事業内容	公募上限額及 び公募予定数
<p>ワーケーション ・マイクロツー リズムに対応し た国内向け農泊 プロモーション</p>	<p>With コロナ期における消費者の意識・行動の変容を踏まえ、新たなライフスタイルの提案にも通じるように、仕事と余暇を楽しむワーケーションや遠方に行かずとも身近で非日常のひとつときや地域の魅力を再発見することを楽しむマイクロツーリズムの滞在先として、三密を避けた開放的で安心・安全な農泊地域の長所や魅力をわかりやすく伝えるプロモーションを行う。</p> <p>また、インターネットを活用したプロモーションではデジタルマーケティングの手法を導入し、実施するプロモーションに関する分析を行い、その成果を農泊地域にフィードバックし、農泊地域が独自に行うプロモーションにも活かせるような取組とする。</p> <p>1. 記事及びPR 動画等のコンテンツ制作</p> <p>(1) Web サイトに掲載する記事、PR 動画及び写真等の制作（ワーケーション）</p> <p>国内マーケットにおいて、ワーケーションの滞在先として農泊地域に訪れてもらうために、農泊地域への旅行需要の喚起につながる記事、写真及び動画コンテンツ等を制作する。制作するコンテンツは、農泊地域で過ごすワーケーションの魅力や楽しみ方を具体的な事例を用いてわかりやすく伝えるものとする。</p> <p>ア. 記事及びPR 動画等コンテンツ制作</p> <p>ワーケーションで農泊地域に滞在した際の過ごし方について、地域に取材の上、事例を5パターン程度制作する。</p> <p>※ 利用者区分（例：家族連れ、夫婦、単身、社員グループ等）ごとに想定される農泊地域での1日の過ごし方について、どのような滞在（仕事、体験活動等）をするのか1.（3）. イで設定するターゲットのニーズを踏まえて制作すること。</p> <p>取材する地域の選定に当たっては、ワーケーションの環境や条件が整っていることに加え、農泊地域ならではの体験プログラムの有無や宿泊、食事等の当該農泊地域の持つ魅力を考慮すること。</p> <p>※ ワケーションの環境や条件（例：滞在施設におけるオフィス機能（高速インターネット・テレビ会議・コピー機等）やリビング・ダイニ</p>	<p>5,000万円を上限として、1事業実施主体を公募する。</p>

ング・キッチン等の生活スペース、家族も快適に過ごせるプライベートスペースの有無、滞在施設の近隣における温泉・食堂・スーパー・コンビニ・宅配サービス等の有無等。)

(2) Web サイトに掲載する記事、PR 動画及び写真等の制作 (マイクロツーリズム)

国内マーケットにおいて、マイクロツーリズムの目的地として農泊地域を訪れてもらうために、近隣にある農泊地域への旅行需要の喚起につながる記事、写真及び動画コンテンツ等を制作する。制作するコンテンツは農泊地域で過ごすマイクロツーリズムの魅力や楽しみ方を具体的な事例を用いてわかりやすく伝えるものとする。

ア. 記事及び PR 動画等コンテンツ制作

農泊地域で過ごすマイクロツーリズムの魅力を消費者に対して情報発信するために、地域に取材の上、事例を 10 パターン程度制作する。

取材する地域については、1. (3) . イで設定するターゲットが地域内の消費者であることを踏まえ、地域内であっても訪れたい農泊地域ならではの魅力を特定した上で選定すること。

※ コンテンツの制作に当たっては、農泊地域で過ごすマイクロツーリズムと通常の観光旅行との差別化を図るとともに、身近に旅行を楽しめることなど農泊地域ならではのマイクロツーリズムの魅力をわかりやすく伝えるものとする。

(3) 共通事項

ア. 取材する地域については、「平成 29 年度以降に農山漁村振興交付金（農泊推進対策）による事業を実施中または完了した農泊地域」から選定すること。また、農泊地域からの提案など効率的な選定方法も検討すること。

イ. 1. (1) 及び (2) のターゲットを設定し、想定するターゲットごとに興味を惹きやすい内容とするため、取り上げる地域資源や制作コンテンツの作り方等を工夫して効果的に伝えるプロモーションとすること。

ウ. 動画の時間は、想定するターゲットの特性（趣味嗜好、行動等）を踏まえ、決定すること。

エ. 制作したコンテンツについて、国及び国が公共の利益のために必要があると認めた者による 2 次利用を可能とすること。

2. 農泊コンテンツの Web サイト掲載

1で制作したコンテンツを活用し、設定したターゲットへの情報伝達力の高い Web サイトに特設ページを構築し、農泊の魅力を訴求する。

また、特設ページでは、農泊情報が掲載されている既存の Web サイトとの連携などにより、全国の農泊地域情報を紹介すること。

なお、特設ページによる発信は令和2年11月下旬までには開始することとし、制作したコンテンツの掲載については令和3年1月下旬を目途に完了すること。

3. 広告配信

1、2の取組については広告配信をすることとするが、動画広告を始めとして Web 広告や情報伝達力の高い SNS 等のほか、雑誌媒体の組み合わせも含め、効果的にターゲットにリーチできる手法を検討・活用し、2で構築する Web サイトへの誘導が図られるよう、適切な時期に旅行者の誘客を意識した情報や記事、動画等を継続的に発信すること。

広告配信については、総事業費の2割程度を目安に、ターゲットとした一般消費者に対して、ワーケーション・マイクロツーリズム目的で農泊地域への訪問意図を増大させる計画にすること。

4. デジタルマーケティング等による分析と効果測定

本事業で実施する取組について、デジタルマーケティング等により得られた消費者の属性や行動等についてデータを分析し、事業効果を検証する。

2、3の情報発信については、A/B テストやリマーケティング等の手法も活用し効率的にそれぞれのターゲットに情報が届くよう運用することとし、改善プロセスについても分析・整理した上で、次年度以降のプロモーション手法の基礎にもなるようとりまとめること。

さらに、これらの取組により得られた消費者のニーズや動向等の情報を分析し、その成果を農泊地域にフィードバックし、農泊地域が独自に行うプロモーションにも活用できるようにとりまとめること。

事業の着手に当たっては、本事業における事業目標を設定するとともに、目標達成にむけて実施事項ごとに適切な KPI も設定して、定期的に進捗状況を把握の上、事業目標の達成に向けた取組を行うこと。

※ 目標設定する項目の作り方や目標数（特設ペー

	<p>ジへのアクセス数や動画の再生回数等のターゲットへのリーチ数) については、選定審査の際に評価対象とする。</p>	
--	-------------------------------------------------------------	--